

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛南町は、子ども・子育て支援に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛南町長

公表日

令和6年6月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法、児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務において取り扱う。 ①支給認定事務 支給認定を決定し、保護者に支給認定証を交付する。また、認定区分等に変更が生じたときは認定変更を行う。 ②利用調整事務 保育利用希望者に対し審査を行い、保育の優先度に応じて利用調整を行うとともに、施設へのあっせん、要請を行う。 ③入所決定事務 入所申込のあった児童の施設への入所決定を行う。 ④利用者負担決定事務 保護者の課税額に応じて利用者負担区分・額を決定し、通知する。 ⑤契約事務 施設・事業所と保護者との利用契約の内容を管理する。 ⑥給付費の審査、支払事務 教育・保育施設を利用した保護者の給付管理を行う。 ⑦保育料徴収事務 町が徴収する保育所保育料の収納管理、滞納管理を行う。 ⑧公金受取口座情報活用事業 マイナンバー照会により取得した公金受取口座情報を活用する。
③システムの名称	1 子ども・子育て支援システム 2 宛名・納付システム 3 収納管理システム 4 個人住民税システム 5 団体内統合宛名システム 6 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
支給認定(現況届)申請書、保育所入所申込書、保育料収納管理簿、保育料滞納整理簿	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課 子育て支援室
②所属長の役職名	子育て支援室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	愛南町総務課 住所 〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 電話番号 0895-72-1211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	愛南町保健福祉課子育て支援室 住所 〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 電話番号 0895-73-7135

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月6日	8. 特定個人ファイルの取扱いに関する問合せ	〒798-4131 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2487番地	〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	事後	所在地の移転に伴う変更
平成29年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 子ども・子育てシステム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー	1 子ども・子育てシステム 2 団体内統合宛名システム 3 宛名管理システム	事後	使用するシステム名の変更
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健福祉課長 西口 源一	保健福祉課長 濱田 庄司	事後	人事異動に伴う変更
令和1年6月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 子ども・子育てシステム 2 団体内統合宛名システム 3 宛名管理システム	1 子ども・子育て支援システム 2 宛名・納付システム 3 収納管理システム 4 個人住民税システム 5 団体内統合宛名システム 6 中間サーバ	事後	使用するシステムの追加及びシステム名称変更
令和1年6月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健福祉課長 濱田 庄司	保健福祉課長	事後	所属長氏名削除
令和1年6月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	電話番号 0895-72-1211	電話番号 0895-72-1212	事後	連絡先電話番号変更
令和1年6月1日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更による追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月15日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>①支給認定事務 支給認定を決定し、保護者に支給認定証を交付する。また、認定区分等に変更が生じたときは認定変更を行う。</p> <p>②利用調整事務 保育利用希望者に対し審査を行い、保育の優先度に応じて利用調整を行うとともに、施設へのあっせん、要請を行う。</p> <p>③入所決定事務 入所申込のあった児童の施設への入所決定を行う。</p> <p>④利用者負担決定事務 保護者の課税額に応じて利用者負担区分・額を決定し、通知する。</p> <p>⑤契約事務 施設・事業所と保護者との利用契約の内容を管理する。</p> <p>⑥給付費の審査、支払事務 教育・保育施設を利用した保護者の給付管理を行う。</p> <p>⑦保育料徴収事務 町が徴収する保育所保育料の収納管理、滞納管理を行う。</p>	<p>①支給認定事務 支給認定を決定し、保護者に支給認定証を交付する。また、認定区分等に変更が生じたときは認定変更を行う。</p> <p>②利用調整事務 保育利用希望者に対し審査を行い、保育の優先度に応じて利用調整を行うとともに、施設へのあっせん、要請を行う。</p> <p>③入所決定事務 入所申込のあった児童の施設への入所決定を行う。</p> <p>④利用者負担決定事務 保護者の課税額に応じて利用者負担区分・額を決定し、通知する。</p> <p>⑤契約事務 施設・事業所と保護者との利用契約の内容を管理する。</p> <p>⑥給付費の審査、支払事務 教育・保育施設を利用した保護者の給付管理を行う。</p> <p>⑦保育料徴収事務 町が徴収する保育所保育料の収納管理、滞納管理を行う。</p> <p>⑧公金受取口座情報活用事業 マイナンバー照会により取得した公金受取口座情報を活用する。</p>	事前	省令の一部改正に伴う変更
令和6年6月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法定上の根拠	番号法別表第一の94の項	番号法第9条第1項及び別表127の項	事後	再実施による見直し
令和6年6月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法定上の根拠	番号法別表第二の116の項	番号法第19条第8号	事後	再実施による見直し
令和6年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	<p>①保健福祉課 ②保健福祉課長</p>	<p>①保健福祉課 子育て支援室 ②子育て支援室長</p>	事後	事務の所管替えによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	愛南町保健福祉課 住所 〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420 番地 電話番号 0895-72-1212	愛南町保健福祉課子育て支援室 住所 〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420 番地 電話番号 0895-73-7135	事後	事務の所管替えによる変更
令和6年6月10日	IV リスク対策 8. 監査実施の有無	自己点検 内部監査	自己点検 内部監査 外部監査	事後	再実施による見直し